



平成 18 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社だいこう証券ビジネス
代表者名 代表取締役社長 竹 内 透
(コード番号：8692 東証・大証 第1部)
問合せ先 執行役員企画開発部長 風 神 浩 三
(電 話 番 号：03-3666-9169)

取締役に対するストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 30 日開催の取締役会において、取締役に対し非金銭報酬等として年額 2,000 万円の範囲内でストック・オプションとしての新株予約権を付与することの承認を求める議案を、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 50 期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役に対しストック・オプションを付与する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数

新株予約権の総数は、付与される新株予約権の上限額 2,000 万円を、取締役会で定める新株予約権を発行する日における、新株予約権 1 個当たりの公正価値で除した数（小数点以下切り捨て）を 1 年間に発行する新株予約権の上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 100 株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権の総数に当社普通株式 100 株を乗じた数を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

(3) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗

じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の終値（取引が成立していない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{新規発行前または処分前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行日から2年を経過した日の翌日より3年間とする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(6) その他の新株予約権の内容等については、本件新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上